

12 / 20 (火) の行事

報道発表資料の配付日時 12月20日 (火) 14時00分

発表項目 (行事名)	高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の遺伝子解析及び高病原性鳥インフルエンザウイルスのNA亜型の確定について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>要 旨</p> <p>○ 農林水産省から、十勝管内清水町で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザ (H5N6亜型) の患畜であることが確認されたとの発表がありましたのでお知らせします。</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	○ 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから厳に慎むようお願いいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付	十勝総合振興局	
	同時レク		

担当 (連絡先)	農政部畜産振興課酪農グループ TEL : 011-231-4111 (内線 27-762)	(担当者: 山下、柴) ダイヤルイン : 011-204-5438
-------------	--	--------------------------------------

北海道で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の遺伝子解析及び高病原性鳥インフルエンザウイルスのNA亜型の確定について

北海道で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確認されました。また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、NA亜型が判明し、H5N6亜型であることが確認されました。

1. 概要

- (1) 北海道の農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、動物衛生研究部門（注）が実施した遺伝子解析の結果、高病原性と判断される配列が確認されました。
- (2) これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家きんを患畜と判定しました。
- (3) また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N6亜型であることが確認されました。

（注）国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関（部門長 坂本研一）

2. その他

- (1) 当該農場は、農家から届出があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。
- (2) 我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (3) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (4) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

3. 参考

平成28年12月16日付けプレスリリース「北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について」

http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/161216_11.html

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：石川、木下

代表：03-3502-8111（内線4582）

ダイヤルイン：03-3502-8292

FAX：03-3502-3385